廃家電の収集運搬料金およびリサイクル料金について

2019 年 10 月 1 日

大阪ガスファイナンス株式会社

家電リサイクル法への対応

2001 年 4 月 1 日に施行されました特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)では、以下記載の家電製品（以下「対象機器」という。）についてリサイクルが義務付けられており、そのリサイクルと収集運搬にかかる費用はお客さまのご負担となります。
また、当社は対象機器の割賦販売またはリース終了後に返還された対象機器の販売等を行うことから、家電リサイクル法上「小売業者」に該当し、対象機器の収集運搬が義務付けられるとともに、その収集運搬料金を公表することが求められておりますので、次の通りお知らせいたします。

家電リサイクル法対象機器

エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

それぞれの役割と流れ

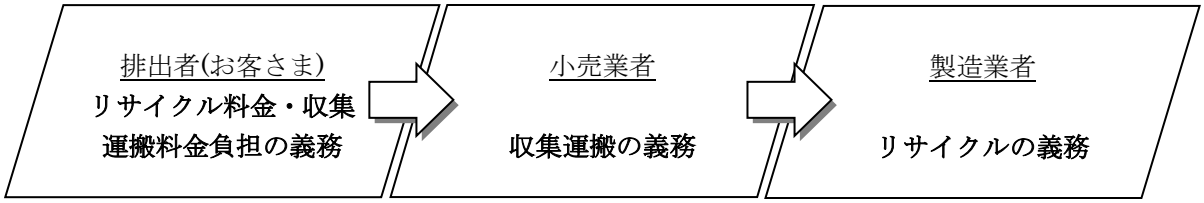

小売業者が収集運搬した使用済みの対象機器は、リサイクル義務を負う製造業者が指定した場所で引き渡され、引渡しを受けた製造業者は、使用済みの対象機器を処分します。
（お客さまのご希望に応じて、対象機器の購入先や一般の家電販売店などをご利用いただけます。）

収集運搬及びリサイクル料金一覧(2019 年 10 月現在)　　(1 台あたりの税込料金)

	エアコン	テレビ(液晶式･プラズマ式)		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
		15 型以下	16 型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
収集運搬料金（※1）	8,800 円	5,500 円	5,500 円	11,000 円	11,000 円	7,700 円
リサイクル料金(※2)	990 円	1,870 円	2,970 円	3,740 円	4,730 円	2,530 円

※１　収集運搬料金は概算であり、設置場所等の条件(以下ご参照下さい)によって追加料金が発生することがあります。
なお、エアコンの取外し料金は上記に含まれておりません。取外し業者等に直接お支払ください。
＜別料金をお支払いただくケース＞
・離島や遠隔地への引取りが必要な場合
・レッカー車、クレーン車などの特殊車両、特殊器具が必要となる場合
・その他特殊事情が発生する場合

※２　上記リサイクル料金（参考）は、主要メーカー（B グループ）が公表しているものです。
詳細については、一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センターをご確認ください。
URL：https://www.rkc.aeha.or.jp/index.html
一部のメーカーや輸入品など上記と異なる場合もありますので各製造業者等にご確認ください。

リサイクル料金のお支払方法について

廃家電を排出する際には、リサイクル券が必要となります。郵便局でリサイクル料金をお支払いただきますと、家電リサイクル券をお受け取りいただけます。
収集運搬料金は、収集運搬の業者から直接ご請求することとなります。